

# 明治維新と戦後体制

## 西村眞悟

(元衆議院議員、維新政党・新風顧問)

平成30年1・2月合併号(251号)  
(皇紀2678年) 毎月1日発行

# 新風

編集人 瀬戸 開

発行人 魚谷哲央  
年間購読料 2,000円

維新政党・新風本部  
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下ル  
第2ふじビル4階  
TEL.075-708-3700 FAX.075-708-3800  
<http://shimpu.jp.org/>  
[otayori@shimpu.jp.org](mailto:otayori@shimpu.jp.org)

**「天皇の明治維新」に立て**  
では、その視点は如何にあるべきか。現在、明治維新を、従来の勝者である薩摩藩や長州藩の討幕派の視点ではなく、敗者である徳川慶喜や会津藩

の佐幕派の視点から歴史を見直さうとする論調がある。その極論は、吉田松陰をテロリストと見る。しかし、我々が、確保すべき視座は、倒幕でも佐幕でもない。「天皇の明治維新」といふ視座である。

それは、「戦前と戦後の連続性」の回復である。「現在と明治そして太古との連続性」の回復である。

「戦前」と「戦後」に分断されてゐるのだ。しかし、この戦後体制と一体何か。明らかに、日本国憲法体制である。では、この日本国憲法を書いた者は誰で、書いた目的は何か、何時書いたのか。これも明らかだ。

最後に、天皇の明治百五十年を自覚し、詔書によって明治と現在の連続性が確認されてゐることを示したい。まづ、昭和天皇の昭和二十一年一月一日の詔書である。我が国民が戦後に初めて迎へたこの元旦、昭和天皇は、冒頭「茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ初国是トシテ五箇条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。」と述べられ、五箇条を掲げられた上で、「叡旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。」と国民に宣言された。

明治維新は、慶応四年に成り、元号が明治元年に改まる。この明治維新は、国家存続のために、徳川幕藩体制から脱却して天皇を戴く近代国民国家建設のために為された。この近代化への道は、徳川幕府第十五代將軍の「大政奉還」に次ぐ「王政復古の大号令」から始まる。つまり、我が国の近代国家への道は、復古即ち神武創業の古に戻ることであった。

何故なら、明治維新が成つたのは、我が国が、天照大神の天壤無窮の神勅による万世一系の「天皇のしらす国」であるからだ。従つて、我が国における「武」つまり「士魂」は、支那における敵を騙して殲滅する「詭道」(孫子)ではなく、天皇の下の「和」を回復させる誠心誠意の精鋭となる。明治維新は、万世一系の天皇と、そのもとに生まれた誠心誠意の士魂によつて成つた。討幕派と佐幕派の両歴史観は、臣民の数ほどさまざまにある。

それは、我が国に主権が無いときに押しつけられたものを廃棄し奪はれたものを取り戻すことだ。つまり、日本国憲法を廃棄(無効宣言)し、帝国陸海軍を回復(自衛隊の国軍宣言)すること。我が国を取り巻く内外の情勢は、まさに厳しい現在、内閣総理大臣のこの両宣言による戦後体制からの一挙の脱却は、突如迫り来る国難を克服するための、最も現実味のある救国の戦略であると確信するものである。この、国家のために現体制の歪みを正す宣言。これ、幕末の「大政奉還」に通じるものである。

国民への御信頼  
最後に、天皇の明治百五十年を自覚し、詔書によって明治と現在の連続性が確認されてゐることを示したい。まづ、昭和天皇の昭和二十一年一月一日の詔書である。我が国民が戦後に初めて迎へたこの元旦、昭和天皇は、冒頭「茲ニ新年ヲ迎フ。顧ミレバ明治天皇明治ノ初国是トシテ五箇条ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。」と述べられ、五箇条を掲げられた上で、「叡旨公明正大、又何ヲカ加ヘン。朕ハ茲ニ誓ヲ新ニシテ国運ヲ開カント欲ス。」と国民に宣言された。

また明治天皇が、「五箇条の御誓文」と同時に発せられた「国威宣布の宸翰」の冒頭は次の如くである。「朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ爾来何を以て万国に対立し列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪ざる也」。この天皇の赤裸々なご心情の国民への告白は、百五十年後の今上陛下の御言葉になつて甦つてゐる。「既に80を越え、…次第に進む身体の衰えを考慮する時、…全身全霊をもつて象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています」と。明治天皇は、十六歳故のご不安を、今上陛下は、八十歳を越えられた故のご不安を、等しく国民に打ち明けられてゐる。まるで一つの家族ではないか。これが「天皇のしらす国」なのだ。このやうな国が他にあらうか。

占領統治法たる現行憲法  
そこで、戦後の我が国に覆ひ被さつてゐるものを見つめねばならない。本年、明治百五十年であるが、この百五十年の中間点に、欧米列強の侵略支配下にあつたアジア諸民族を解放した反面で我が国未曾有の敗戦と外国軍の進駐と占領をもたらし大東亜戦争があり、その被占領期間中に、国家の根本規範である大日本帝国憲法と教育勅語が廃棄され、帝国陸海軍が解体され、戦前の我が国を邪悪な侵略国家として裁いた東京裁判史観が公式史観とされた。その上で、大日本帝国の軍国主義は、日清日露戦争に連戦連勝した明治の「富国強兵」の出発点である明治維新に淵源するとされ、戦後は、この戦前と切断された自由と民主主義と平和の日本国憲法に基づく日本国となつたと教へられた。我が国の百五十年は、占領軍によつて「戦前」と「戦後」に分断されてゐるのだ。

奪はれたもの  
さて、第二次安倍内閣は、発足して初めて迎へる四月二十八日に憲政記念館において、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、「主権回復を祝ふ式典」を開催した。これが、安倍内閣最大の功績である。何故なら、この式典によつて、主権の回復する以前には、我が国に主権が無かつたことが公的に確認されたからである。従つて、戦後体制からの脱却が具体的に万人に明らかになつた。それは、我が国に主権が無いときに押しつけられたものを廃棄し奪はれたものを取り戻すことだ。つまり、日本国憲法を廃棄(無効宣言)し、帝国陸海軍を回復(自衛隊の国軍宣言)すること。我が国を取り巻く内外の情勢は、まさに厳しい現在、内閣総理大臣のこの両宣言による戦後体制からの一挙の脱却は、突如迫り来る国難を克服するための、最も現実味のある救国の戦略であると確信するものである。この、国家のために現体制の歪みを正す宣言。これ、幕末の「大政奉還」に通じるものである。

本紙目次  
一頁：  
● 明治維新と戦後体制  
二頁：  
● 党声明 他

しんふうしゅう  
新風驟雨  
占領憲法は一旦明治憲法に復元して改正するのが新風の方針だが、シナや北朝鮮の情勢をみると、国土防衛のために早急に改正する必要に迫られてゐる。▼安倍総理は九条をそのままにして三項に自衛隊を明記するといふ加憲案を打ち出した。これは三分の二の議員の賛成を得るために、公明党に配慮しての策であらう。▼しかし、この改正案が成立したら取り返しつかないことになる。即ち、現行憲法九条二項の「戦力不保持・交戦権否認」によつて日本は一人前の独立国家たりえてゐない。今のところ、占領中といふ主権のない時に米国に押し付けられたといふ言ひ訳けが成り立つ。しかし、安倍案で改正すると、日本人自身の意思で永遠に独立国家であることを否定することになるのである。▼自民党も意見が割れてゐる。先づ、安倍総理初め自民党有力者に九条二項は正攻法で「祖国防衛のために国防軍を持つ」と変へるやう働きかける。公明党はあてにせず、維新の党十一名と希望の党五十名のうち十五名が賛成に回れば、三分の二は確保できる。これが不可能であれば、憲法改正はしない方がよい。今後、選挙では必ず各党は「九条二項の改正」の是非を問ふて戦ふべきである。

(勲)